

11 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 27 年 11 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、3 番 和泉俊雄、4 番 清川新一、5 番 三浦豊、
6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、9 番 赤坂英夫、10 番 西野茂雄、
11 番 前澤時廣、12 番 上野正雄、13 番 石橋充志、15 番 大沢俊幸、
16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、18 番 下館敏、19 番 籠田悦子

欠席した委員

8 番 村上仁、14 番 谷地秀典

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中雄太

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。

それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、11番 前澤時廣委員、16番 三浦慶一委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第41号、別段面積の変更の必要性についてを議題と致します。

部会長

それでは、事務局から、説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷よりご説明いたします。資料1ページ及びA4、1枚ものの右上に参考資料と書かれてあります農地法令を抜粋した資料をご覧ください。

農地の権利移転につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定により、現に耕作している面積を含めて、都府県の場合50アール以上なければ権利移転できないこととされておりますが、同号括弧書きに基づき別段面積を定め公示すれば、50アールを下回っても権利移転出来ることとされております。そのため現在、八戸市の別段面積は、30アールで設定されております。

別段面積の変更の必要性については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、毎年、別段面積の設定又は変更の必要性を検討することとされております。

また、別段面積の設定にあたっては、農地法施行規則第17条第1項の規定により、第1号、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第2号、設定面積は10アール以上であること、第3号、設定する面積未満を営営する農家数が、全体の農家数に占める割合の40%を下らないように算定されるものであることとされております。

当市の農家数の状況でございますが、2010年農林業センサスの経営耕地面積10ア

ール刻みの農家数調べでは、八戸市で 30 アール未満の農地を経営する農家数の比率は、全体の 41%となっております。

以上の状況により、別段面積について、現行のまま変更なしの八戸市内全域、30 アールとしてよいか、ご審議くださるようお願い致します。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3
部会長

次に日程第 3、議案第 42 号、平成 27 年度第 8 号、八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 42 号「平成 27 年度第 8 号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明致します。資料の 3 ページをご覧ください。

今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件、使用貸借 2 件の計 4 件となっております。貸し手及び借り手の人数につきましては、貸し手 5 人、借り手 4 人で、利用権設定面積は 21,054 m²でございます。

貸し手及び借り手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a あたり年間 5,000 円でございます。

利用集積 4 番

番号 4 番は、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、平成 27 年 11 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第4 部会長	<p>次に、日程第4、議案第43号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。</p>
大沢委員	<p>大沢から、去る10月29日、別館8階会議室で和泉委員と、聞き取り調査を致しましたので報告します。</p>
5条許可14番	<p>受人、渡人の住所、氏名、地目、面積等は資料の5ページに記載のとおりです。受人・渡人双方とも、本人が出席しました。本人確認は、運転免許証、健康保険証を提示してもらい確認しました。受人と渡人の関係ですが、渡人は受人の兄嫁ということですが、転用目的は、太陽光発電設備施設の設置です。土地の態様別は売買。事業全体の資金調達計画は借入金で、金融機関からの証明書の添付がありました。他法令との関係は農用地区域外、土地改良区の意見書は不要、開発許可も不要、埋蔵文化財は区域外、被害防除措置として、フェンスを設置するということでした。立地条件は、是川市民サービスセンターから東側500mに位置しております。周囲の状況は、宅地・工場・山林・農地に囲まれており、道路は市道に接しております。用排水路はなし。農地区分は第2種農地。中山間地域等の存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可相当と判断した理由は、譲渡人及びその家族には農業従事者及び後継者がいなく、申請地は20年以上前から休耕地となっており地力が低いうえ、水はけが悪く、作物が育ちにくいいため、近傍の標準的な農地と比較して生産性は低くなっております。また太陽光発電設備を設置するための環境は整っております。権利調整措置並びに年金税猶予等は全て無しとなっております。 以上、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。以上です。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。</p>
部会長	<p>次に日程第5、報告第52号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
菊谷技査	<p>事務局の菊谷から、ご報告致します。 この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の7ページをお開き願います。</p>

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料7ページ番号108番から資料11ページ番号119番までの計12件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第6、日程第7
部会長

次に、日程第6、報告第53号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第54号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の10月分でございます。

まず、4条からご報告申し上げます。資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出53番、54番

番号53番、54番、転用目的は駐車場でございます。

4条届出55番

番号55番、転用目的は住宅2棟、物置1棟建築でございます。

14ページをお開き願います。

4条届出56番

番号56番、転用目的は敷地拡張でございます。

4条届出57番

番号57番、転用目的は集合住宅1棟建築でございます。

4条届出58番

番号58番、転用目的は宅地分譲でございます。

15ページをご覧ください。

4条届出59番、60番

番号59番、60番、転用目的は宅地分譲でございます。

4条届出61番

番号61番、転用目的は農業用倉庫2棟建築でございます。

16ページをお開き願います。

4条届出62番、63番

番号62番、63番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。

譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出149番、150番

番号149番、150番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出151番

番号151番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

5条届出152番～154番	18 ページをお開き願います。 番号 152 番、153 番、154 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 19 ページをご覧ください。
5条届出155番～157番	番号 155 番、156 番、157 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 20 ページをお開き願います。
5条届出 158 番	番号 158 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 159 番	番号 159 番、転用目的は住宅 4 棟建築でございます。
5条届出 160 番	番号 160 番、転用目的は駐車場でございます。 21 ページをご覧ください。
5条届出 161 番	番号 161 番、転用目的は校舎 1 棟建築でございます。
5条届出 162 番	番号 162 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 163 番	番号 163 番、転用目的は物置 1 棟建築でございます。 22 ページをお開き願います。
5条届出164番～166番	番号 164 番、165 番、166 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 23 ページをご覧ください。
5条届出 167 番	番号 167 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対しご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 8 部会長	次に日程第 8、報告第 55 号、農地改良届出についてを議題と致します。事務局から報告願います。
菊谷技査 農地改良 4 番	事務局の菊谷から、ご報告致します。資料の 25 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。 番号 4 番。着工年月日は平成 26 年 10 月 1 日で、使用した土の採取場所は、八戸市大字櫛引字直渡地内でございます。 届出年月日、受理年月日は、平成 27 年 10 月 8 日でございます。 なお、完了報告書につきましても平成 27 年 10 月 8 日に提出されております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 13時 50分)